

岩手県立盛岡となん支援学校 いじめ防止基本方針

令和6年7月 改訂

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」はいじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一主義とし、家庭、地域、及び関係機関の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校は、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活・寄宿舎生活を送ることができるよう、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。そして、すべての児童生徒の人権が尊重され、安心して安全な教育環境を保つことができるよう、保護者や地域、関係機関と連携・協力しながらよりよい学校づくりを推進する。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

3 いじめの認知

(1) 次の4つの要素が当てはまることを、いじめと認知する。

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われたものを含む）をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(2) いじめの認知は、校内対策組織を活用して行う。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学校・寄宿舎が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、学級活動・児童生徒会活動等の充実に努める。
- (4) 保護者、県立療育センター、及び地域住民との連携を図り、いじめ防止に取り組む。

2 児童生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会（生徒会）活動、舎生会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 互いの違いや多様性を認め合い、適切な言葉や態度で気持ちや考えを伝え合う望ましい人間関係を築ける力を育む。

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【いじめ防止対策推進法第22条】

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学部主事、訪問教育部主任、寮務主任、生徒指導部員、養護教諭、特別支援教育チーフコーディネーター、スクールカウンセラー

(2) 組織の役割

- ア いじめ防止基本方針の策定および点検見直し、年間計画の作成
- イ いじめの未然防止と早期発見の取り組み、いじめ事案に関わる情報の共有
- ウ 学校生活アンケートおよび教育相談の実施と報告
- エ いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進
- オ いじめにかかわる研修会の企画立案

4 児童生徒の主体的な取組

- (1) 児童生徒会によるいじめ未然防止等への取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童生徒会行事や取組

5 家庭・療育センター・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページ等に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) P T Aの各種会議等で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後、また、寄宿舎生活全般においても児童生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ等、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) 保護者、療育センター等と普段から情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 学校生活に関するアンケート及び個別相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 児童生徒を対象としたアンケート調査 | 年2回（6月、10月） |
| (2) 保護者を対象としたアンケート調査 | 年2回（6月、10月） |
| (3) 学級担任等による個別相談 | 随時 |

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることにより、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（児童生徒及び保護者）・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・養護教諭
- 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または紫波警察署
- 24時間子供SOSダイヤル（県教委）・・・0120-0-78310（24時間毎日対応）

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を確認する。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「校内対策組織」を立ち上げ、校長以下関係するすべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたりるとともに、通報をした児童生徒等についても安全を確保する。
- (3) 「校内対策組織」の構成員は次のとおりとする。
校長、副校長、生徒指導主事、該当学部主事、寮務主任（寄宿舎が関係する場合）、該当学部指導部員、事案に關係する職員（担任、寄宿舎担当等）
- (4) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (5) いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実関係を明確にする。
- (6) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (7) いじめを受けた児童生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。また、いじめられた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (8) 必要に応じてスクールカウンセラー等外部機関と連携を図りながら指導を行う。
- (9) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「校内対策組織」を立ち上げ、情報を保存し共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) 情報モラル教育を実施し、好ましいSNS利用等について指導する。
- (4) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

6 いじめの解消へ向けた取り組み

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。
- (2) 被害者が心身の苦痛を受けていないこと
被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、安心・安全を確保する。また、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは【いじめ防止対策推進法 第28条】

- (1) いじめにより本校在籍する児童生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（岩手県教育委員会）に報告する。
- (2) 児童生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

学校設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を岩手県教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。※関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（岩手県教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめの未然防止・早期発見にかかわる取組に関すること」学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

【令和6年度 いじめ防止対策年間指導計画】

月	防止対策	早期発見	会議、研修
4月	HR、学級づくり	学部保護者懇談会（小・中・高）	
5月	地域連携（学校運営協議会①）	保護者面談期間 5/15～5/17 学校生活アンケート① 5/20～5/31	職員研修① 「いじめ防止基本方針 ・学校生活アンケートについて」
6月	高等部生徒会あいさつ運動	心の健康相談（1年生と希望者）	
7月	地域連携（学校へ行こう週間） 7/8～7/12		「いじめ防止推進委員会」① 7/3
8月	中・高情報モラル学習会 7/8 けやき集会 8/27		
9月	寄宿舎情報モラルオリエンテーション	保護者面談期間 9/17～9/19 心と体の健康観察 （各学部Ⅰ・Ⅱグループ）	
10月	地域連携（学校運営協議会②）	学校生活アンケート② 9/24～10/4	職員研修② 「いじめの理解と対応について」
11月	高等部生徒会あいさつ運動 中学部フォトコンテスト	学部保護者懇談会（小・中・高）	
12月	児童生徒会赤い羽根共同募金 けやき集会 12/17		
1月	児童生徒会赤い羽根共同募金	学部保護者懇談会（小・中・高）	「いじめ防止推進委員会」② 2/18
2月	地域連携（学校運営協議会③）	保護者面談期間 2/26～2/28	
3月	※年間をととして各学部集会、寄宿舎生活オリエンテーションにて、よりよい人間関係づくり等について学習を深める機会を設ける。 ※生徒指導部だよりの発行	※スクールカウンセラーによる個別面談（年7回） ※学級担任等による随時個別相談	

いじめ事案（疑い含む）発生時の対応

- いじめ行為（疑い）を発見したり、通報をうけたりしたときは、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考える。
- いじている側の児童生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を負うことを主眼におくのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼をおいた指導を行うことを大切にする。

いじめの発見・いじめ疑いの情報

< 日常の観察、教育相談、アンケート、こころとからだの健康観察、いじめに関する情報等 >

情報を得た職員は、校内対策組織担当者に速やかに報告

校内対策組織

校長、副校長、生徒指導主事、該当学部主事、寮務主任（寄宿舎が関係する場合）、該当学部指導部員、事案に関する職員（担任、寄宿舎担当等）

情報の集約（記録・整理）、共通理解、調査方針・役割分担決定

事実の確認

- ・過去のアンケートや面談内容の確認
- ・関係者への聴き取り
 - ①情報提供の児童生徒 ②被害児童生徒 ③加害児童生徒 ④周囲の児童生徒の順で聴く
- ※③は一斉に聴き取りをする
- ※いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように の観点で聴き取り、直接（間接）見た・聞いたなど可能な限り聴き取った言葉をそのまま記録する

校内対策組織

調査結果の報告・事実関係の把握、いじめの認知、組織的な対応の実施、指導方針・役割分担決定

県教委への報告 様式イ

（認知しなかった場合も報告）

重大事態への対応

『学校いじめ防止基本方針』『いわて「いじめ問題」防止対応マニュアル』を参照

いじめの解消に向けた対応

- 被害児童生徒への支援…徹底して守りとおす、安心安全の確保
- 加害者児童生徒への指導、支援…いじめの背景にある心の痛みの受容、
仕返し行為の防止
- 関係児童生徒への指導・支援…心の痛みの共有、集団秩序の維持
- 保護者対応…事実の報告、思いの受容、理解と協力の要請

関係機関との連携

（必要に応じて）

警察、児童相談所、市町村児童家庭（福祉）担当、スクールソーシャルワーカー等

いじめ解消まで継続

校内対策組織 ○観察・再発防止 ○対応の検討

- いじめの解消の確認
（少なくとも3か月いじめが止んでいる。被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。保護者にも確認。）

解消

県教委へいじめ解消の報告 様式イ